

令和8年 8月 4日

荒川区長 滝口 学

下記の納付義務者は、住所、居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法第78条（地方税法第20条の2を準用）に基づき、下記のとおり公示送達をします。
これらの書類は、国保年金課保険料係で保管しておりますので、その送達を受けるべき者にはいつでも交付いたします。

根拠法令	氏名または名称
国税徴収法第131条に規定する書類	黒川 朗宏

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記書類の送達があったものとみなします。